

恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案中修正の件
恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案の一部を次のように
修正する。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に關する件第八各第一項
又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は權利を失つてゐる者
については、なお従前の例による。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。